

令和8年度第1回

逗子市情報公開運営審議会

令和8年5月19日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和8年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和8年5月19日（火）

午後2時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

- （1）令和7年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- （2）逗子市情報公開条例の一部を改正する条例の施行及び解釈運用基準の改正について（報告）
- （3）逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について（諮問）
- （4）その他

出 席 委 員（7名）

会 長	高 橋 良
副 会 長	小 山 涼 子
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	植 島 由 紀
委 員	大 関 亮 子
委 員	柳 田 義 継

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長	松 下 亜 紀 子
副 主 幹	松 本 優 子
主 事	加 藤 美 佳 子

主	事	前	田	柚	名
会	計	年	度	高	橋
任	用	職	員	清	美

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者 0 名

配 付 資 料

- ・【資料 1】令和 7 年度情報公開制度の運用状況
- ・【資料 2】逗子市情報公開条例の一部を改正する条例（公布）
- ・【資料 3】新旧対照表（解釈運用基準改正部分抜粋）
- ・【資料 4】令和 7 年第 1 回逗子市情報公開運営審議会意見まとめ
- ・【資料 5】新旧対照表案（解釈運用基準第 6 条の 2 抜粋）
- ・【資料 6】諮問説明資料

午後 2時00分開会

○高橋会長 それでは、令和8年度第1回情報公開運営審議会を開催いたします。

逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

なお、本日、傍聴の方はおられませんので、このまま開始したいと思います。

初めに、事務局から発言を要請されておりますので、お願いいたします。

(職員紹介)

○高橋会長 それでは、議事に入ります。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○高橋会長 それでは、議事に入ります。

議題1、令和7年度情報公開制度の運用状況についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○松下情報公開課長 それでは、令和7年度の情報公開制度の運用状況について御報告させていただきたいと思います。

資料1を御覧ください。

期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。こちらは、情報公開条例第21条の規定により、市のホームページで公表されています。

まず、1ページ目の1番、公開請求件数と決定件数ですが、①の全部公開が令和7年度全体で合計36件、②一部公開が26件、③非公開及び④の却下は0件、⑤不存在が5件、⑥存否応答拒否及び⑦検討中が0件、⑧取下げが1件、⑨延長が6件、令和7年度における請求件数は、⑩の66件となっています。⑪のネット請求につきましては、内数になりまして、請求件数66件のうち31件がインターネットによる請求でした。⑫の口頭請求につきましては1件です。こちらは、一度情報公開請求があったもので、既に公開決定をした情報について、同じ内容の請求があった場合に書面による請求をせず、口頭で請求できるものです。これは、条例第9条に規定されているものになっております。

前年度と比較しまして、⑬の令和6年度の請求件数は、合計55件、うち口頭請

求は3件でしたので、口頭請求も含めた⑬令和7年度の合計請求件数67件は、前年度より12件の増となっております。

続きまして、2番にまいります。

2番、公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が4件、総務部が6件、次の2ページに移りまして、市民協働部が19件、福祉部が1件、環境都市部が20件、会計課が1件、消防が0件、議会が1件、教育委員会が11件、行政委員会事務局が3件となっております、一番請求の多い課につきましては、市民協働部戸籍住民課の9件となっております。

それぞれの内容につきましては、3ページから15ページに記載されておりますので、後ほど御報告させていただきます。

続きまして、2ページ目の右側3番になります。行政不服審査法に基づく審査請求、こちらについては、ございませんでした。

4番、条例に基づく不服の申出等の状況につきましては、勧告が1件、意見等なしが1件となり、前回の審議会からの変更はございません。

5番、同一人による請求件数につきましては、上から順に御紹介いたします。1件請求した人が20人、2件請求した人が3人、3件請求した人が6人、4件請求した人が2人、5件請求した人が1人、とびまして、9件請求した人が1人、合計した実請求者数が33人となっております。

その下6番、インターネット請求者の割合は、実請求者33人に対し18人の請求でしたので、比率は55%となっております。前年度が59%でしたので、同等程度となっております。

続いて、3ページを御覧ください。

令和7年度第3回情報公開運営審議会において御報告させていただきました以降について、令和7年12月以降に全部公開となったものを除きまして、5件を御報告させていただきます。

3ページ目の上から4つ目、防災安全課の53番です。件名は記載のとおりになりまして、一部公開となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

上から2つ目、文化スポーツ課の54番になります。件名は記載のとおりになりまして、こちらは、結果、取下げとなっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

下からの2件になりますが、まちづくり景観課の56番と59番でございます。件名は記載のとおり、2件とも一部公開となっております。

最後に、15ページ、一番下にあります行政委員会事務局の66番になります。件名は、「逗子市に住所のある外国人の方の住民投票における投票数並びに投票率の推移の把握をできる情報を請求いたします。」とありまして、こちらは、住民投票自体を執行した事実がなかったため、不存在となったものです。

5ページにお戻りいただきまして、上から4つ目、市民協働課の65番と同一の請求で来たものになりますが、所管が違ったため、それぞれの所管で計上しているものです。

以上が、前回の審議会より全部公開を除いて追加した5件となっております。

続きまして、16ページから22ページにつきましては、令和7年度の情報公開制度、不服等の申出処理状況となります。既に審議会で御報告させていただいている内容となりますので、資料の添付のみとさせていただいて、御説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、23ページを御覧ください。

令和7年度当審議会の開催状況になります。昨年度の開催日と議題を記載しております。前回以降につきましては、令和8年1月16日に開催されました第3回審議会を追加しています。

その次、24ページ、情報提供の内訳になります。

情報公開課があります市役所1階の市政情報広場で対応したものです。情報提供は、情報公開条例によることなく、住民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく、行政機関が自らの意思に基づき、その裁量により保有する情報を外部に提供するものです。

情報提供につきましては、基本的に所管の判断によるものですが、こちらは情報公開課の窓口で対応したもののみの件数となっております。前回の審議会で御報告した以降は、2件の追加をしています。令和6年度は4件でしたので、前年度比は1件の減となっております。

続きまして、25ページになります。

こちらは、資料1ページで御説明いたしました口頭請求についてになりまして、

内容は、まちづくり景観課が所管のＪＲ逗子駅前整備計画に関する資料についてとなっています。

続きまして、26ページ、27ページになります。

令和７年度の会議の事前公表の内訳が記載されております。前年度と比較しますと、令和６年度が164件であったのに対して、令和７年度は165件と、ほぼ同件数となっています。

続きまして、28ページにまいります。

市政情報広場の利用状況等になります。

その次の29ページは、総合案内の内訳となっています。前年度の総合案内が9,877件に対しまして、令和７年度は1万725件でしたので、御案内は増えている状況となっております。

最後に、30ページになります。

有償刊行物頒布状況の御紹介になります。逗子市と葉山町との間にある長柄桜山古墳が整備されましたので、引き続き古墳関係の購入件数が増えている状況です。

令和７年度情報公開制度の運用状況につきまして、御説明は以上となります。

○高橋会長 ただいま御報告いただいた内容に関しまして、何か御質問、あるいは御意見等ありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋会長 では、議題１については、終了いたします。

続いて、議題２、逗子市情報公開条例の一部を改正する条例の施行及び解釈運用基準の改正について、これにつきまして事務局から御報告をお願いいたします。

○松下情報公開課長 情報公開条例の一部改正及びそれに伴う解釈運用基準の反映について御報告いたします。

資料２を御覧ください。

昨年度の審議会で答申をいただいた内容となりますが、情報公開条例第18条第3項、情報公開関連文書の電磁的記録の作成につきまして、資料２にございますとおり、条例の改正が令和８年３月11日付で公布され、同年４月１日に施行されました。

併せて、第6条の2の解釈運用基準にございます公表の方法につきましても、同じく令和8年4月1日付で改正し、告示をいたしました。

資料3を御覧いただきまして、こちらが条例改正後の解釈運用基準の新旧対照表になっております。左が改正前のもの、右が改正後となっております。

1 ページ目、右側、改正後の2 解釈（1）公表の時期を御覧ください。

2 段落目にある太字の2 目、「公表は、市政情報広場に申し出た者に対し、閲覧若しくは視聴取又は写しの交付の方法により実施する。ただし、逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領第6条に定める方法による写しの交付は、行わないこととする。」とありまして、この点について補足説明させていただきます。

今度は、資料4を御覧ください。

こちらは、令和7年度第1回審議会で皆様にお配りした資料となりますが、1番と2番のところで、遠方にお住まいの方が公表情報を閲覧する方法について、その時点での事務局の考えを記載しています。

この時点では、通常の請求とは異なり、インターネットでの情報の公表はせず、情報公開課の窓口での閲覧のみとし、コピー等は可として対応すると考えておりましたが、事務局内で検討を重ねました結果、市役所に足を運べない方の中には、遠方にお住まいの方だけではなく、お身体に障がいをお持ちの方や平日の日中にお時間を取ることができない方もいらっしゃいますので、来庁することを要件としてしまうと、何人にも、等しく、分かりやすく、利用しやすいという制度の基本原則から少し遠のいてしまうのではないかと、という懸念が出てまいりました。

そこで、郵送やメールにて御希望がありました場合には、コピーによる郵送に応じ、ただし、インターネット請求の際に行うようなホームページへの掲載の方法による写しの交付や、メールで回答を送信することは行わないという対応を考えております。

議題2についての御報告は以上となります。

○高橋会長 ただいまの議題2の事務局からの報告につきまして、何か御質問はありますでしょうか。御質問、あるいは御意見等ありますでしょうか。

これは、昨年審議した内容がこういう結果になったということと、若干今、補足していただいたということですね。

○植島委員 ちょっと質問よろしいですか。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○植島委員 この資料3の現行と改正後の解釈のところで、改正後の方に、「ホームページや、できるだけ多くの者が見ることができる方法を選択し」とありますが、これは全部じゃなくてどれかという意味合いでいいのでしょうか。全部を公開するという形じゃないということでしょうか。

○加藤主事 お答えします。

こちらは、資料そのものをホームページとかそういったところに出すという意味ではなくて、1行目のところですね、判断結果についてのみ、多くの方が見られる状態で公表するという形を想定しています。

ホームページとか閲覧等のうち、選択をして、ホームページが一番見やすいのかなと現在考えておりますが、ただ、パソコンが使えない方などもいらっしゃるしますので、そのリストを窓口に置くという形をどうするかというところが、運用上でちょっと検討しているところではございます。

○植島委員 分かりました。

○高橋会長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋会長 そうしましたら、今の議題2については、終わりとしたいと思います。

続いて、議題3、逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○松下情報公開課長 それでは、諮問案件について御説明させていただきます。

初めに、諮問書を会長にお渡しして、諮問書の写しを皆様にお配りいたします。

(資料配付)

○松下情報公開課長 まず、諮問に当たりまして、趣旨を御説明いたします。

逗子市情報公開条例第6条の2の運用について、来年度に初回の公表を行うため、今年度中には各所管課により公表の可否を判断する必要があると思いますが、現在の解釈運用基準には、公表の可否判断を行うに当たって曖昧なところや、現在の社会情勢に照らすと一層の配慮が必要ではないかと思われることなど、課題が

あると考えております。

特に、第6条の2の条文が追加されたのは平成18年になりますが、その後、令和5年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」の改正法が施行されまして、行政もこの法律の適用を受けることとなりましたので、個人情報の取扱いに関する状況が変化していることもございます。

こういったことから、条文の趣旨である公表を原則としつつも、慎重に取り扱うべき情報はしかるべく取り扱うために、解釈運用基準の充実を図ることが適当ではないかと考え、諮問させていただく次第になります。

それでは、資料6の諮問説明資料を御覧ください。

1ページ目に検討の目的を記載しております。

3点ございまして、まず1点目は、先ほど申し上げました個人情報保護の重要性の機運が高まっている状況を考慮する必要があること。2点目は、公表の判断基準をより明確にし、確実に第6条の2の規定を実施すること。3点目は、少し視点が変わりますが、解釈運用基準に「公表をしない場合の措置」についての記載がございまして、情報公開審査委員が事前に公表の判断に関与するとも受け取れる表現がありましたため、その部分も誤解が生じないよう改めたいと考えております。

次に、5ページを御覧ください。

5ページから7ページに事務局が課題と考えている点を挙げております。

5ページ目は、「個人に関する情報」についてです。

まず、現行の解釈運用基準では、「個人の権利・利益が侵害されないと判断されれば公表される」となっていますが、20年前の情報ということもありまして、本人に連絡し、確認するのは不可能であると思われます。個人の権利・利益が侵害されるか、されないかをどう峻別できるのか。

令和5年の改正法では、プライバシー性の有無の以前に、個人を識別できるものを個人情報として保護等の対象としています。むしろ情報化の進展で、大量の情報が加工・拡散される現在におきましては、個人の権利・利益を侵害しないためには、個人識別型の個人情報に限りなく近いところを保護することが求められているのではないかという問題意識になります。

続いて、6ページを御覧ください。

こちらは、主に法人情報についての課題点を挙げております。

現行の解釈運用基準では、「『その時点でも明白に非公開事項に当たる』とされた情報に限り例外的に非公表とすることができる」となっていますが、例えば、企業のノウハウ情報について、現在も非公開情報であるかどうかを確認するためには、企業の統廃合や事業の移譲等を追跡して調査するのかと考えますと、不可能であろうと考えています。

次に、この第6条の2に共通する課題としまして、公表の判断をすべき非公開情報とは、非公開部分のみを指すのか、非公開となった情報全体を指すのか、その整理がまず必要であろうという点がございます。

また、平成18年度当時は公表としていまして、現在では、かえって保護しないといけない情報もあり得ると考えられるため、公表するに当たり、改めて保護しなくてよいかという課題があります。

続いて、7ページ目に、「公表をしない場合の措置」について、公表しないと判断した場合には、公表しない情報及びその理由を逗子市情報公開審査委員に報告しなければならないとありますが、それに加えて、「実施機関に説明責任を負わせることにより、安易な非公表判断を未然に防止することを目的とする。」という記載がございます。

現在の表現では、公表・非公表の判断に事前に関与するような誤解を与え、救済機関としての中立性に疑義が生じるのではないかと考えています。

今申し上げた課題に対しまして、事務局としましては、資料8ページから12ページに記載した運用を行いたいと考えております。

まず、8ページを御覧ください。

こちらは、「個人に関する情報」についてとなりまして、個人の生死や動向を探索するなど、新たに該当者本人の情報を収集したり、意見を聴取したりという機会が条例上設けられていないため、所管課の判断のみで公表範囲を定めることになり、その際、正当な権利・利益の保護にも相当な配慮を要します。

また、亡くなった方に関する情報も、生死を問わず、一般的に個人識別型の個人情報公表することは、個人の権利・利益を侵害するおそれがあると考えられます。

加えて、平成18年当時は公表されていても、現在は保護すべき情報については、

公表に向けての再度の判断であるため、改めて非公表とすべき部分がないかを慎重に検討する必要があると考えています。

9 ページを御覧ください。

どのようなものが想定されるかを例示いたしました。

当初非公表と決定したが、公表が適切と思われる事例としまして、非公表決定の後、公知となった個人情報を挙げています。例えば、テレビ撮影のために訪れた著名人の氏名について、当時、非公表としましたが、その後、テレビで放映されたため、訪れたことが公知となったもの。

続きましては、当初公表と決定したが、非公表が適切と思われる事例としまして、当時は公知でしたが、時間の経過により、公表することが個人の権利・利益を侵害するおそれがあると考えられる個人情報を挙げています。例としましては、実名報道された事件や事故の当事者の方のお名前になっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

法人情報、行政運営情報、法令秘情報の運用案を記載しています。

法人情報については、法人の動向を探索できず意見聴取も行えない中では、時間の経過により、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることがなくなったと判断することは不可能であるため、この場合には、当初、非公表を決定するに当たり、「明らかに損なわれる」とした判断を援用し、非公表とすることが考えられます。

次に、行政運営情報につきましては、個別具体的に検討し、安易に非公表部分を拡大することのないよう実質的な判断を行うものとします。

次の法令秘情報につきましては、該当する法令の改廃を確認し、改廃がない場合は非公表となることが考えられるとしております。

続きまして、11ページを御覧ください。

「共通」の課題に挙げました「判断をすべき情報」は、「個人に関する情報」の例にもありましたように、当時は公表としていても、現在では保護しないといけない情報もあり得ると考えられるため、非公表部分のみではなく、非公表部分を含む情報の全体を見直して、改めて情報の内容に即した個別具体的な検討を行い、公表が原則であることを念頭に置きながら、第三者の正当な権利・利益の保護にも相当の配慮を要するものとしております。

以上のことから、逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準について、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第16条第2項の規定に基づき、別紙事案について御審議いただきたく諮問いたします。

それでは、諮問書について読み上げさせていただきますので、諮問書を御覧ください。

1枚目は諮問文になりますので、2枚目の諮問内容を読み上げさせていただきます。

1、諮問の内容。

条例第6条の2の運用に当たり、解釈運用基準に次の趣旨を盛り込む。

公表の可否を判断するに当たり、条例では個人の生死や法人の動向を殊更に探索することは求めている。また、判断に先立ち、当該第三者から意見を聴取する機会も設けていない。実施機関の判断のみで公表範囲を定めることとなることから、非公開部分を含む情報の全体を見直し、改めて情報の内容について個別具体的な検討を行い、公表が原則であることを念頭に置きつつ、第三者の正当な権利・利益の保護に配慮する。

個人に関する情報の公表の可否の判断に当たっては、個人識別型の個人情報保護されるものとの社会認識が広まっていると考えられること、及び、死者に関する情報についても、不適切な取扱いを避け、適正に管理すべきであることから、生死を問わず、一般的に、個人識別型の個人情報を公表することは、個人の権利・利益を侵害するおそれがあることに留意する。

また、公表に向けての再度の判断であるため、あらためて非公表とすべき部分がないかを慎重に検討するものとする。

法人情報の公表の可否の判断に当たっては、例えば、法人の技術上のノウハウに関する情報は、法人の動向を探索できず、意見聴取も行えない中では、時間の経過により、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることがなくなったと判断することはできないため、この場合は、当初、非公開を決定するに当たり、「明らかに損なわれる」とした判断を援用し、非公表とすることが考えられる。

法令秘情報の公表の可否の判断に当たっては、該当する法令の改廃がない場合、非公表となる事例が多くなると考えられる。

行政運営情報の公表の可否の判断に当たっては、他の情報に比べ、より個別具体的に検討する。

「（３）公表しない場合の措置」について、逗子市情報公開審査委員の救済機関としての中立性に疑義を生じさせないように、表現を改める。

続きまして、２、提案理由。

諮問の趣旨。

情報公開請求に対して情報の全部又は一部を非公開と決定された情報は、条例第６条の２（一定期間経過後の情報の公表）の規定に基づき、20年から50年経過後に当該非公開情報の公表の可否について所管課が判断を行う必要があることから、判断基準をより明確にし、条例第６条の２の規定を確実に実施する。

判断基準をより明確にするに当たり、今般の個人情報保護の機運が高まっている状況を考慮する必要がある。また、時間の経過により、かえって公表することが不適切となる情報もあり得るため、個別・具体的に慎重に判断する必要がある。法人情報、行政運営情報、法令秘情報についても、それぞれの情報の内容、性質に則した適正な公表が行われるよう、より詳細な解釈を加える。

「（３）公表しない場合の措置」について、逗子市情報公開審査委員が公表の可否の判断に事前に関与するかのような誤解を与えないよう改める。

以上となっております。

最後に、資料５につきましては、御説明させていただきました運用案を基にしました解釈運用基準の案となっております。

説明は以上です。

○高橋会長 今お読みいただいた諮問の内容、諮問書について、まず１番のところ、この部分を検討するということですよ。

それで、それに理由がついていたり、この諮問を前提にすると、どんな具体的な説明になるかということについては、資料５にあるということになります。

まず、逗子市は、平成18年、当時情報公開請求して黒塗りになったようなところを、20年たったから見られるようにするという考え方で条例をつくったと。なかなか全国的にはあまりないような、積極的な条例をつくったわけですがけれども、この20年の間には、個人情報の考え方とか、あるいは情報技術の変化とか、いろいろ環境も大きく変わってきたと。そこで、具体的な運用をまた改めて考えたと。

この本日出していただいた資料５の解釈運用基準を基にして、これから一つ一つの文章について、まずは所管課がどうしようかと、黒塗りのままがいいのか、あるいは開けるのか、一つ一つ考えていこうと、考え方の基準を今回つくったということですね。

これから具体的に判断を始める時期というのは、いつ頃からなんですか。

○加藤主事 まず、解釈運用基準を改正するためには、こちらの審議会に今回諮問させていただいて、最終的に答申をいただいてから、改正後の形を告示をします。できれば秋頃までに改正をして、告示をして、それから各所管課で公表の可否の判断をしてもらうという流れで考えております。

○高橋会長 実際には４月以降に公表し始めるという建前なんですね。

○加藤主事 そうです、はい。公表自体は４月以降です。

○高橋会長 そういうスケジュールになるということです。

諮問の内容を見ますと、行政運営情報といって、行政の都合で黒塗りにしたような部分についてはあまり変わっていない、当初の考えのとおりということですかね。ただ、個人情報については、考え方が大分変わってきたということと、法人情報の判断というのも、結構難しいじゃないかという辺りで、いろいろと文章を考えていただいたということです。

それでは、御質問、御意見を出していただきたいと思います。論点を絞るよりも、まずは率直に、ここは分かりにくいとか、これでいいんだろうとか、何かそういう御質問、御意見を出していただければと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ、大関委員。

○大関委員 ざっくりと全体としてなんですけれども、今まで、前のこの審議会では皆さんと議論した、条例の改正等について議論したように、この第６条の２というのは、先ほど会長からお話がありましたけれども、割と珍しいというか、多分全国でここにしかないんじゃないかというような条文だと思います。長い期間が経った後は、一回これは非公開、出せないとされた情報を出してしまえという条文なんですね。積極的に出してしまえという条文で、私としては、ここにあるうちの第５条第２項第３号の行政運営情報と書いてあるもの、事務事業情報とも言いますが、逗子市が……

○高橋会長 これていくと何ページですか。この資料6でいうと。

○大関委員 運用案のところていうと10ページとかてですかね。ページていうよりも、今回、全部公表してしまえとてわれている情報が4種類ありまして、1つが個人情報、それは第5条第2項第1号なんですけれども、それ以外の3つは、第2号以下にありますが、それ以外の3つていうのは、法人情報と行政運営情報と法令秘情報、ここに書いてありますね。

その中の行政運営情報については、逗子市が、要は逗子市の都合で、自分の事業をやっていく上で、今は出せないていったような情報ですてので、20年とか年月が経った時点では、出せるものがあるんじゃないかていうふうて考えています。そういった情報を出してもらった方が、昔の情報であつても、当時はこうていうことをやっていたんだなていうことが新たに分かりますと、逗子市の市民にあっては、知る権利が満たされるていいますか、行政をちゃんと監視する立場としては、いいんじゃないかなて思っています。

だけれども、前回、皆さんの懸念もやっぱりそうだったんですけれども、まず第1号の個人情報については、これは個人に関する情報で公開できないとされたものが、20年経って、もうこれは個人に関する情報だけれども出してしまえていうことになるかていうと、なかなか現実的には難しいんじゃないかて思われるのと、先ほど説明があつたように、その間に、個人情報の関係で、前は条例だったのが、今は個人情報保護法ていう法律になつてしまつたりとか、いろいろな変化がありますてので、この20年の間に。何か何でも出してしまえていうのは、なかなか実際には難しいだろうと。

ただ、この解釈運用基準、マニュアルみたいなものですね。これは、当時つくられたものなので、割と当時の勢いで書いてあるところが多いんじゃないかなて思います。

次に法人情報ですね。第5条第2項第2号の法人情報については、例えば、20年前にこれはその会社のノウハウだていうことで隠している、出せなかったものでも、今はどこでも使っているていうものがあるていうんです。ていうものは出せるのかていうんですけれども、やはり今でも例えばノウハウに当たるのかどうか、一般の人が、逗子市の職員が見ても分からない。でも、当時はノウハウとして判断しているていうような場合に、分からないけれども出してしまえていう

わけには、なかなかいかないのではないかと思います。

もう一つ、法令秘情報は、法令等を出してはいけないと、もともとされている情報なので、今でもその法律があったら出せない。これはだから簡単だと思うんですけれども。

ということで、基本的に行政運営情報は、もう一回検討して出せる部分も、やってみないと分からないですけれども、あるんじゃないかと思っていて、私としても、出せるものは公表していいと思うんですけれども、個人情報、法人情報は、なかなか積極的にどんどん20年経ったから出してしまえというのは難しいのではないかと。

そういう意味で、当時と今への変化を解釈運用基準の中で変えていくというのは、方向性としては、まず、いいんじゃないかなと思っています。

すみません、長々と。

○高橋会長 御意見ありがとうございます。

いかがでしょうか。この場で何かお聞きになりたいとか。

どうぞ。

○植島委員 私も法人情報以外は大関委員と同じような意見です。法人情報に関しては、20年後に判断をできる人が判断する側にいないということならば、検証のための時間や人員の負担を考慮すると、そこはもう新たに出さないと言ってしまうのは、少し乱暴でしょうか。判断できないということですからものね。

○大関委員 出せるものも、でも、あるかもしれない、やってみないと分かりません。でも、今のお考えは私も思っていて、でも、そうすると、せっかく条文があるのにという話になってしまうので、出せるものがあれば、市民にとっては公表してもらった方が、より情報は分かると思う。だけれども、それと法人として大事な情報、個人として大事な情報、てんびんにかけると、やっぱりちょっと難しい部分も出てくるのかなという感じですかね。何しろこれからやるんですよ。これからやるので、分からないですけれども。

○小山副会長 すみません、質問ですが。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○小山副会長 個人情報保護法のことをあまり詳しくは分からなくて、その方が死んだ場合、死者の個人情報のことについてどうなるのか、教えていただけます

か。

○大関委員 私が言うのもおかしいかもしれませんが、大づかみに言いますと、今、新しくなった個人情報保護法上は、いわゆる個人情報の定義から死者に関する情報は外れています。外れたんです、国の法律で。だけれども、国の出している行政への指針などによると、外れたけれども、死者に関する情報は、基本的には遺族だとか今生きている人の情報でもあることが多いし、死者だからといって何でも出していいというわけではないので、ちゃんと同じように適切に扱えというようなことが書いてありまして、なので、我々が死者の情報の扱い方について行政にレクチャーするときには、死者の情報は除かれましたけれども、基本的には生きている方の個人情報と同じように大切に扱ってくださいというふうに伝えるようにしています。

すみません、事務局、どうぞ。

○加藤主事 そのとおりでございます。

○小山副会長 それなら、何で外したのかという感じがしますけれども。

○高橋会長 そうですね、これをつくった当時の逗子市の条例は、確か死者の個人情報は対象に入っていたんでしたっけ。

○加藤主事 そうですね、はい。含まれておりました。

○大関委員 条例のときは。

○高橋会長 国がもう全国一律で死者の情報は入れないというふうにしてしまいましたので、それに関しては。

○松本副主幹 個人の権利・利益を保護するためということを前提にうたっていますので、恐らく、亡くなった方というのは権利主体でないという部分もあって、それで死者が外れているのかと思います。情報公開条例では、もともとやはり個人情報保護法制とは立ち位置が違い、生死にかかわらず、情報の取扱いということで定めていますので、そこは少し取扱いが違う部分があるかとは思っております。

○小山副会長 はい、ありがとうございます。

○高橋会長 個人情報保護法で一番大事なのは、開示請求ですね、自分の情報を見たいという。死者の方は、それは自分でできないので、入れてしまうとおかしいことになるということだと思いますけれども、情報公開というのは、公開す

るかどうかの対象としてどうかという話になりますから、また少し次元が違うということになると思います。

何かほかにございますか。

ボリュームがありますので、何か今日いきなり採決というのもどうかとは考えておきまして、できればもう一期日取りたいと思っているんですけども、それにしても、今日この場で御質問、御意見を言っておきたいというものがありましたら、ぜひお願いいたします。

○大関委員 次回採決でしたら、今日なるべく疑問は全部聞いてしまった方がいいですか。

○高橋会長 そうですね。次回採決と決まったわけではないですけども、一回置いた方がいいのだろうとは思うんですけども。

じゃ、花野委員、どうぞ。

○花野委員 関係の所管との何か議論というか、答申というか、そことの調整はされるんですよね。

○加藤主事 実際に公表するときの判断の適否についてですか。

○花野委員 とかを、市役所内で。何かその調整というか、そういう……

○加藤主事 これは公表していいかどうかの……

○花野委員 はい、まずこちらで判断をした後、その後、これでいいのでしょうかみたいな、そういうことは別になく、ここで決定したらもうそのまま。

○加藤主事 基本的には、所管ごとに判断してもらおうという形になりますが、もちろん、初めての実施になりますので、所管もいろいろ分からないところがあると思うので、そういった質問に対してはお答えする、事務局側でサポートして答えるつもりではおります。

そのため、所管ごとに公表の判断が全然違うという事態を避けるためにも、今回より詳細に解釈運用基準を改正したいと思っているところなんですけど、あまりその辺の偏りがあるといった不適切な公表にならないようにというところは気をつけたいと思っています。

○花野委員 所管それぞれの指針になるものをつくるということの理解で。

○加藤主事 はい、まさにこのハンドブックの92ページ、93ページのところが、第6条の2の部分で、ここの第6条の2関係というところからいろいろ説明が書

いてあるんですが、ここの部分について今回改正をしたいと。所管はここを見て、これについてはこう判断すればいいという基準をある程度確認をしながら判断していくというものになるので、ここをちょっと詳しく、今回、個人情報について気をつけるとか、そういうところを加えたいという趣旨で、今回諮問させていただいております。

○大関委員 何もしないままだと、今の現状のこの書いてあるものしか各所管は分からなくて、それに基づいて判断するということですか、何もなければ。

○加藤主事 そうですね。改正をしないと、このままの説明を見て判断することになります。

○大関委員 だけれども、もう20年経って、これではちょっと支障があるので、なるべく所管がもうちょっと判断しやすい形の指針を立てたいということなのかと思います。

ですので、ぜひ、全体としての方向性はいいと思っていますけれども、具体的な中身については、例えば、これではちょっと緩い、もっと公表しない方向にするべきだとか、いや、もっとこんなものは公表してしまうべきだとか、何かそういうことがあれば、出していただいた方がいいのかと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 ちょっといいですか。

○高橋会長 はい。

○鈴木委員 今日は読んでいないところですが、資料5の4分の3ページの中段のところで、右側に太文字になっている、「また、公表に向けての再度の判断であるため、あらためて非公表とすべき部分がないかを慎重に検討するものとする。」との箇所ですが。当初非公開と決定したが、一定期間経過後は公表することが適切と思われる情報の例として、テレビ撮影で著名人の氏名が放映されたら公表しとよいというイグザンプルが記載されています。また逆のほうで、当初公開と決定したが、一定期間経過後は非公表とすることが適切と思われる情報の例として、当初は事件・事故の当事者の実名を出しているけれども、時間が経てば匿名にするというイグザンプルが記載されていますが。

僕がもし実施部門の担当だとしたら、これらのイグザンプルは分かりにくいと思いました。テレビ放映はあまりないケースですね。放映されたら公表するとい

う例では、ほとんど公表してはいかんとやっているように受け取れますね。

それから、逆の例で、当初公開としたけれども、非公表とすると。事件・事故の当事者の氏名というのは、これは犯人だか何だか分からないですけれども、時間が経てば匿名にするということですね。

見直し方針全体としてはいいんですけれども、これらのイグザンプルがあると何かすごく悩むのではないか。適当なイグザンプルがないということは見直しルールに無理があるのかなとも思っていましたね。

なお、これは感想です。意見ではありません。

○大関委員 これは、多分これからやる作業なので、何かもっといいサンプルがあったらいいですよ。所管が、ああ、これに当たると参考になるものがあったらいいなと私も思いますけれども、これからやるから、どんなものが迷う事案で出てくるのか分からないのかもしれないですね。何か皆さんでこれはというものがあれば。

○鈴木委員 これからどんどん書き加えられていくものですか、解釈運用基準は。

○大関委員 いいものがあったら出したいですね。

○加藤主事 例示なので、今回、改正のときまでには固めたいと思っているんですけれども。

○鈴木委員 よろしくお願い致します。

○加藤主事 今回のこの資料5の内容は、あくまで例として。

○鈴木委員 あくまで例ですね。分かりました。

○加藤主事 はい。新旧対照表の（案）として作成しています。すみません、ちょっと小さい文字ですが、案でつくってみたものになりまして、今のところ思いつくものがこれしかありませんでした。

○鈴木委員 これは時間が経過したら見直すというルール設定に無理があるということの裏返しかもしれませんね。

○大関委員 だから、今の御意見を踏まえて、もっといい、分かりやすい事例を考えて、思いついたらそちらを書いた方がいいかもしれないですけれども、なかなか難しいですね。

○鈴木委員 そうですね、難しいとは思いますが。代替案が浮かばないです。

○大関委員 本当に、正直なところ、個人情報については、当初間違いなく、ま

ずこれは公開できないとされたものが、後から公表してしまえと判断するのは、なかなか難しいのかなと。

あと、当時と今は違いますので、当時はこれは社会的に公開していた個人情報なんだけれども、今の社会では、これは出したらまずいでしょうというようなものもあるかもしれないですね。

○鈴木委員 それは増えていきますね。

○大関委員 それにどういうものがあるかということが、よく分からない。

○加藤主事 事件・事故の当事者という部分は、例えば何か犯罪を犯した人が当時報道されて、公知の情報であったけれども、例えばもう償い……

○鈴木委員 出所ですね。

○加藤主事 はい、拘禁刑が終わって、社会復帰されてという場合に……

○鈴木委員 そこはもう匿名かもしれませんね、確かに。

○加藤主事 そうですね。その場合に、今、20年後に実名が出てしまうと、御本人の不利益になるという場合はあり得るかとは思いますが。実例を見て考えた例ではないので、実際にこういったものがあるかどうかは分からないんですが。

○鈴木委員 今の例だと、時間の経過ではなくて、やっぱり出所とかはつきりした目安が必要かもしれません。単に時間が経過するだけでは、そもそも変わらないのかもしれないですね。

○大関委員 今でも公知と言えるかどうかということなんでしょうけれども、なかなか判断が難しいですね。

○松本副主幹 実際にはなかなか出所したかどうかまでは分かりません。

ただ、当時であれば、例えば被害者の側も情報収集をしたいがために、実名を出してということもあるかもしれませんが、さすがに年月が経ってしまったら、いつまでも周りから傷痕をつつかれるようなことはされたくないということもあるかもしれません。

また、加害者の側も、えてして報道されるときは、容疑者の段階だったりして、無罪の場合もあるかもしれないということもありますけれども、仮に本当に実行犯であったとしても、服役をするなりして後は更正というところでは、配慮をしなければいけないということはある、公表するまでの間に20年という時間が流れていますので、当たり前のように出し続けていい情報とは言えないだろうという

ことはあります。

ですので、出所したかどうかの確認をもって判断するというのは難しいですが、ちょっと考えていくべき問題ではあるかと。

○高橋会長 今、具体例について感想といいますか、御意見といいますか、出ましたので、また御参考にしていただければと思います。

大きな方向性ではよろしいですか。特段異論はございませんか。

そうすると、あと、書き方ですね。今の具体例のところとか、これで所管が判断できるのだろうかというようなところとかですね。

このあたりがよく分からない……

○花野委員 すみません。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○花野委員 先ほど会長がおっしゃった書き方というところなんですけれども、書き方、文章にするというところは、情報公開課が作成されるわけですね、それは。分かりやすいというか、その指針になるところが、最終的に私たちがそれを見て分かったら、私も素人ですけれども、分かったら、多分所管の方も分かれると思うんですけれども、どういう形で出てくるのかが分からないので……

○高橋会長 今日出していただいている、具体的には資料5の右側ですよ。これはどの所管も参照する。

この資料5の右側に書いてある文章を所管は参考にして、過去の情報公開の判断で黒塗りにしたところを、20年経って公表するかどうか判断するときに、この文章を基準にして判断していくと。

所管ごとに取り扱っている個人情報が変わりますでしょうから、所管ごとに温度差とかがあるかもしれないです。そういうものがこれから、ここの所管はこういう分野にやたら厳しいとか、ここの所管はちょっと緩いとか、その辺りが無いように情報公開課がかかわって、調整というか、協議とかをしていくということになるのではないかと思います。

○花野委員 分かりました。

○高橋会長 よろしいですか。

○花野委員 はい。

○加藤主事 所管ごとに判断をするときに間違いのないように、この解釈運用基

準で詳しく、例示も含めてですね、今年度中に決めていきたいと思っております。

○大関委員 すみません、それでも所管から、解釈運用基準をものすごくよく読んだけれども、これは迷っているというような事例があったら、情報公開課の方に相談したりということはできるんですよね。

○加藤主事 はい。それは随時受け付けるつもりでおります。

○大関委員 恐らく最初のことなので、沢山相談が来るんじゃないかと思いますがけれども。

○高橋会長 情報公開課が最終判断をするわけではなくて、あくまで所管が最終判断するんですよね。

○加藤主事 そうです、はい。

○高橋会長 最終判断するに当たって御相談をされるのではないかとということで、その場合は、情報公開課で解釈運用基準の理解がされているかということとちょっと失礼な言い方なんですけれども、趣旨がきちんと通っているかどうかをその相談の中で確認しながらやっていくということなんですよ。

○大関委員 ですので、今回の諮問自体は、この解釈運用基準を新しくして、そこに説明のあった趣旨を入れるということなので、文言の一つ一つはこのとおり直しますということではないんですよね、今の時点では。

○加藤主事 そうですね、あくまで資料5は参考として御用意させていただいたので、答申をいただきたい内容については、諮問書に書かれた趣旨についてです。その趣旨を基に具体的な改正後の解釈運用基準をつくっていくのですが、今、例示のところにも御意見をいただいたところなので、それも追加で考えつつ、お示しできるようにしたいと思います。

○大関委員 諮問は、言ってみれば方向性のようなことなのですけれども、でも、実際今も御意見をいただいたように、今ある案を読んで、ここがちょっと分かりにくいとか、例示がちょっとこれでは分からないとか、そういうことがあったら言っていただいた方がいいんじゃないでしょうか。

○高橋会長 そうですね。

○大関委員 そうしたら、それを盛り込んだものを多分つくってくださるのではないかと思います。

○高橋会長 この審議会が意見を言えるのは、諮問の1番の内容のところだけな

んですよね。これを踏まえて、情報公開課で具体的な資料5の右側にあるような文章を考えていくということなので、今日の時点でこんなイメージじゃないですかということを出していただいているということです。

○大関委員 でもイメージ、せっかくなので、これを入れたらどうかとか、これを書いたらもっと分かりやすいとか、さっきもお話があったように、具体例にもうちよっといいものがないかみたいな提案があるといいですよ。

○高橋会長 なかなか今日は、これ以上この場では難しいでしょうかね。どうでしょうか。

○花野委員 諮問に対する結論というか、では、この方向性でいいですという決を今日採るんですか。

○高橋会長 今日ではなくて、もう一回審議会の日程を置きたいと考えていますので。

○花野委員 はい、分かりました。

○植島委員 一ついいなと思ったのは、資料5の4分の3ページのところの真ん中辺に、「逆に、時間の経過により公表することが不適切となる情報もあり得る。」。だから、前に公開だったけれども今回は非公表にするということを折り込んでるのは、とてもいい事と思いました。

○高橋会長 ありがとうございます。

○松本副主幹 ある意味で今の御意見は心強いです。この公表は、非公開になった情報をいかに開けていくかというところを主眼にしてつくられた条文ではあるんですが、先ほどから大関委員からもお話がありますように、20年経って、個人情報というものについての社会の感性も変わってきている部分があるかと思います。ですので、情報を開けさえすればいいというのではなくて、市民の市政参加に資する制度とは思いますが、その陰で第三者が傷ついて泣いているというような事態は、やはり条例の望む姿ではないと思いますので、その辺りを表現していけたらと思っております。

○高橋会長 何かこの場で聞いておきたいということがほかにありましたでしょうか。あるいは、この場で言っておきたいということ。

(発言する者なし)

○高橋会長 では、本日はこれくらいにしまして、諮問の内容にボリュームがあ

りますので、この場で意見を出し切るということはちょっと難しいかとも思いますので、答申については、次回期日を設けて、もう一回審議会を開いて、そちらでということでも、事務局としてはよろしいでしょうか。

○松下情報公開課長 はい。追加で御意見がある方は、事務局宛てに、メールでも構いませんので、いただければと思います。

いただいた御意見を取りまとめさせていただきまして、次回の審議会で検討、答申をいただけるよう準備できればと思っております。

○高橋会長 それでは、諮問第6号については継続審議とし、次回の第2回審議会にて事務局が取りまとめた意見を提示していただいた上で検討し、検討が尽くされましたら答申と、こういうことでよろしいでしょうか。

では、以上で議題3の逗子市情報公開条例第6条の2に関する解釈運用基準についてを終わります。

次に、議題4、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(次回日程の調整)

○高橋会長 では、次回日程については、この後また調整ということで、お願いいたします。

そうしますと、本日の議題は全て終わったということになります。

以上で、本日の会議は閉会とさせていただきます。

お忙しいところありがとうございました。

午後 3時10分閉会